

報道参考資料

「インテリジェンス改革」及び「スパイ防止法」（仮称）の策定に関する中間論点整理

令和7年10月1日

日本維新の会 安全保障調査会

インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース

1. 要旨

- これまで複数回にわたり、「インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース」を開催し、政府機関及び有識者のヒアリングを含め、討議を行なった。
- いわゆる「国家秘密」に関する構造の全体像について、政府もその全体像を掴んでいないという現状。
- 外国勢力による日本国内での諜報活動自体を犯罪要件とする法律は存在しない。
- **包括的なインテリジェンス改革**が不可欠。特に、インテリジェンスに関する3機能（諜報・防諜・非公然活動）×2領域（非軍事・軍事）の法定化が不完全であり、完全な法定化が必要。
- 以下の施策を実施する。
 - (1) 攻めと守りの両者の観点からインテリジェンス改革を行うにあたり、本中間論点整理を発展させ「インテリジェンス改革」に関する包括的な提言書を公表する。現時点における具体的な提言は、例えば以下。
 - 1) インテリジェンス統括組織としての内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、**国家情報局及び国家情報局長**とする。
 - 2) **独立した対外情報庁**を創設する。
 - 3) **省庁横断的な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関**を創設する。
 - 4) 外国勢力からの Bot 等を使用した**影響工作への対策を強化**する。
 - (2) 防諜体制強化のために「スパイ防止基本法」、「外国代理人登録法」及び「ロビー活動公開法」の制定並びに上記提言に即した各種新法の制定及び法改正を行う。

2. 問題意識

- 国力発露の手段は、「DIME」（Diplomacy, Information, Military, Economy）に集約される。外交、情報、軍事、経済の4つである。大東亜戦争後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく軽武装・経済重視の路線によって、DIMEのうち、外交（D）と経済（E）に重きを置き、情報（I）と軍事（M）を劣位に置いてきた。
- 本年9月18日、我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』を公表。憲法9条改正に加え、同盟構想を含む国防構想の更新を提唱し、軍事（M）面での更なる能力向上の加速化を図った。
- 戦後80年。我が国の戦後の歩みの中で、我が国が、国力発露の手段のうち最も軽視してきたのが、情報（I）である。中核たる国家機能の一部に欠缺があったと言わざるを得ない。情報（I）面の強化、即ちインテリジェンスに関する国家機能の強化が必須。